各都道府県・指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 各 指 定 都 市 市 녙 殿 附属学校を置く各国立大学長

> 文部科学省初等中等教育局長 銭 谷 眞 美

> > (印影印刷)

外国人児童生徒教育の充実について(通知)

我が国における外国人児童生徒の現状に関し、文部科学省が毎年度行っている「日本語 指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」の平成17年9月1日現在の 調査結果において、公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍す る日本語指導を必要とする外国人児童生徒数が、調査開始以来最も多い数(20,692人)と なったところです。

各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会(以下「都道府県教育委員会等」という。)におかれては、これまでも外国人児童生徒の受入体制の整備及び就学後の教育の充実にご尽力いただいているところですが、不就学等の新たな課題に対応するためには、平成17年4月21日付け17初国教第5号「外国人児童生徒に対する就学ガイドブックについて」において周知したとおり、就学ガイドブックの作成等による、外国人に対する教育関係の情報提供の充実が重要であり、さらに就学手続き時の居住地確認方法の弾力化や関係行政機関との連携を図ることが求められているところです。

貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、外国人児童生徒教育に関する取組の充実に 一層努められるようお願いします。また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町 村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

記

1.就学案内等の徹底

平成15年8月の総務省の「外国人児童生徒等教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知」(別添概要)の指摘を受け、文部科学省において、平成17年4月に「就学ガイドブック」について、就学案内の例文の掲載を行う等の改訂を行い、各都道府県、市町村教育委員会に配布したことを踏まえ、以下の事柄について徹底すること。

- (1)外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、外国語による就学ガイドブックについて、地域の実情に応じた自治体独自のものを作成・配布し、外国語による就学案内、就学援助制度等の教育関連情報の的確な提供を行うこと。
- (2)中学校新入学相当年齢の外国人の子どもについても、公立中学校への就学案内を発 給するなど、義務教育を受ける機会を適切に保障するための方策を講ずること。
- (3)就学援助制度について、新入学相当年齢の外国人の子ども及び学齢相当の子どもの 保護者が入学を決定する前の適時での周知を行うこと。また就学援助制度を説明す る資料の作成に当たっては、外国人の居住状況も踏まえつつ、英語や外国人登録の 多い国籍の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。
- (4)学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更については、これまで通学 区域制度の運用の弾力的化や手続きの明確化等が図られてきたところ。これらの趣 旨を踏まえ、外国人児童生徒の居住地等の通学区域内の学校が日本語指導体制が整 備されていない場合には、地域の実情に応じ、日本語指導体制が整備されている学 校への通学を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

2.外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの教育機会を確保する観点から、市町村の外国人登録窓口やハローワーク等との連携を図り、適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関に対して、就学ガイドブックの備え付けや教育委員会等の紹介の実施等を協力要請する等の連携を図ること。

3. 就学手続き時の居住地等確認方法の弾力化

外国人の子どもの就学手続きの際に、居住地等の確認を行う必要がある場合には、外国人登録証明書による確認に限らず、居住地等の確認に関して、一定の信頼が得られると判断できる書類による確認とするなど、柔軟な対応を行うこと。

4. 多様な人材の積極的活用

日本語指導が必要な外国人児童生徒の数が増加する中、多様な言語、多様な文化を有する児童生徒に対して、きめ細かな対応をすることが必要である。このためには、JETプログラムを活用したり、NPOを通じて適切な人材を得るなど、地域の実情に応じた、多様な人材の確保ための工夫を行いつつ、外国人児童生徒教育に当たること。

本件連絡先

文部科学省初等中等教育局

国際教育課適応・日本語指導係 高橋、臼田 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2 - 5 - 1

TEL 03 - 5253 - 4111 内線(2035)

ファックス 03 - 6734 - 3738